

# 令和 8 年度〔改訂版〕 保育所・認定こども園・幼稚園 利用のご案内

(令和 8 年 7 月作成)

## 申込みの前に必ずお読みください

### 目次

教育・保育給付認定制度について	1
教育・保育施設等の利用を希望される方へ	
1. 保育の利用申込みができる方について（第2・3号認定）	3
2. 保育所等（第2・3号認定）申込み手続きの流れについて	5
3. 保育利用申込みに必要な書類について	6
4. 入園日・利用申込み締切日・利用調整について（第2・3号認定）	9
5. 保育園に入れないとき	11
6. 利用申込みにあたっての注意事項	12
7. 広域入所・転入（転出）予定者の申込みについて	13
認定・世帯状況の変更手続きについて	15
保育料・副食費について	
1. 保育料（利用者負担額）について	17
2. 副食費について	18
よくあるご質問	19
教育・保育施設及び地域型保育事業の利用調整基準	23

【お問合せ】 弘前市 こども家庭課 保育係  
〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1  
電話 0172-35-1131（直通）

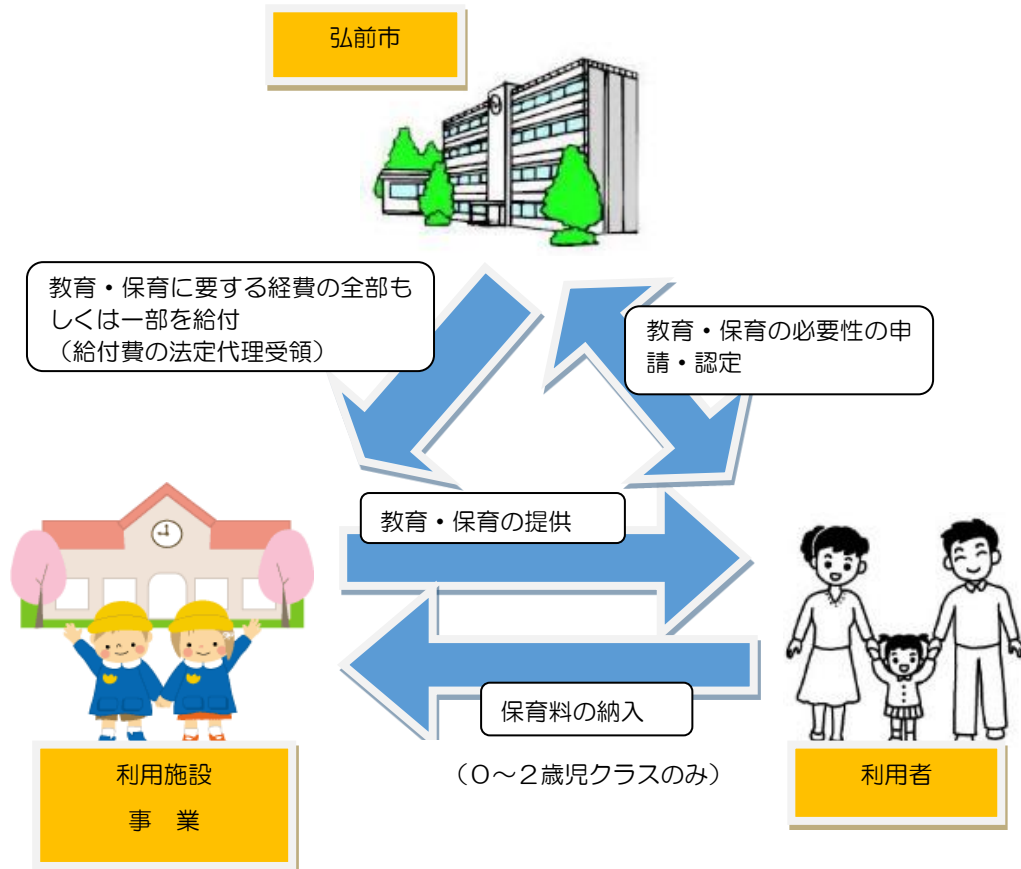
# 教育・保育給付認定制度について

## ◆給付制度について

給付の対象となる施設等を利用した場合、施設等が教育・保育を提供するために必要とする経費の全部もしくは一部を、国・県・市が利用者に給付費として支払うものです。

この給付費は、確実に教育・保育に要する費用に充ててもらうため、利用者の皆様には直接的に給付せず、市から施設などに支払う仕組みである「法定代理受領」となっています（新制度に移行する幼稚園や認定こども園が該当します。）。

### 法定代理受領のイメージ



## ◆教育・保育給付認定

利用を希望される施設への申込みと併せて、教育・保育給付認定申請書の提出が必要です。保育を希望される場合は、国が定める基準にそって市が客観的に審査し、保育を必要とする理由に応じて保育の必要性・保育の必要量等を認定します。

認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

教育・保育給付認定は以下の区分（第1号認定から第3号認定）になります。

	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
第1号認定	満3歳以上	なし (教育を希望)	教育標準時間(4時間)	幼稚園 認定こども園(教育)
第2号認定	満3歳以上	あり (保育を希望)	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)	認定こども園(保育) 保育所
第3号認定	満3歳未満	あり (保育を希望)	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)	認定こども園(保育) 保育所 (※地域型保育事業)

※ 実際に受け入れる年齢や利用時間は各施設で異なります。

※ 現在、弘前市内に地域型保育事業を実施している施設等はありません。

※ 第1号認定を受けて幼稚園及び認定こども園(教育)の利用を希望する場合、施設と直接連絡を取り、入園できるか確認してください。入園が可能な場合は、教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書を、**利用希望日の7日前までに施設へ提出**してください。

### 認可外保育施設について

市内には認可の教育・保育施設(幼稚園、認定こども園、保育所)のほか、認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む)があります。認可外保育施設をご検討の場合は、希望の施設へ直接お問い合わせください。

# 教育・保育施設等の利用を希望される方へ

## 1. 保育の利用申込みができる方について 第2・3号認定

保護者のいずれもが次の理由により、家庭において児童の保育が困難な場合に、第2・3号認定を受けて、認定こども園・保育所の利用を申込みできます。

### 保育を必要とする事由

- ① 保護者が就労している
- ② 母親が妊娠中あるいは出産前後である
- ③ 保護者が疾病、障がい者等である
- ④ 保護者が親族等の介護、看護をしている
- ⑤ 保護者が災害等の復旧にあっている
- ⑥ 保護者が求職活動を継続的に行っている
- ⑦ 保護者が就学もしくは職業訓練を受けている
- ⑧ 児童が虐待を受けている（受けるおそれがある）
- ⑨ 保護者がDVにより被害を受けている
- ⑩ その他市長が上記項目に類すると認める場合

※ 保育を必要とする事由に当てはまる場合でも、希望の施設が設備運営基準（定員・職員配置・乳児室等の面積）を満たさない場合は利用できないことがあります。

### 育児休業期間中の新規利用について

育児休業中は、家庭で保育できる状況にあるため、第2・3号認定を受けて保育所または認定こども園（保育部分）を新規利用することはできません。

「育児休業」を理由に保育認定を受けて入園することはできませんが、育児休業から職場復帰する日に応じて、「就労」を理由に保育認定を受けて入園することは可能です。

職場復帰日	入園可能日
初日から15日まで	職場復帰日の前月の初日から
16日から末日まで	職場復帰日の当月の初日から

※満3歳以上のお子さんの場合は、育児休業中でも第1号認定を受けて幼稚園または認定こども園（教育部分）を利用することができます。

◆保育利用時間（保育必要量） 第2・3号認定

○ 保育施設等を利用できる時間は、保育を必要とする事由と保護者の状況により「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類に区分されます。保育料は区分によって異なります。

**保育の必要時間が月48時間に満たない場合、第2・3号認定で教育・保育給付認定を受けることはできないため、保育利用申込みをすることはできません。**

保育標準時間 ⇒	延長料金 (別料金)	1日最大11時間まで利用可能	延長料金 (別料金)
保育短時間 ⇒	延長料金 (別料金)	1日最大8時間まで利用可能	延長料金 (別料金)

<b>保育標準時間</b> ※1日11時間まで 就労、就学、介護・看護が 月120時間以上のとき	○就労 ○疾病・障がい ○災害復旧 ○虐待・DV	○妊娠・出産 ○親族の介護・看護 ○就学・職業訓練 ○その他市町村が定める事由
<b>保育短時間</b> ※1日8時間まで 就労、就学、介護・看護が 月48時間以上120時間未満のとき	○就労 ○求職活動 ○その他市町村が定める事由	○親族の介護・看護 ○就学・職業訓練

※ 父母どちらかの事由が保育短時間に該当する場合は、保育短時間認定となります。

※ 保育標準時間に該当する事由であっても、希望により保育短時間の認定を受けることができます。

○ 教育・保育給付認定の有効期間は下記の期間で認定されます。

第1・2号認定 ⇒ 就学前まで

第3号認定 ⇒ 3歳の誕生日の前々日まで

ただし、下記の事由の場合は、有効期限が異なります。

※原則として、有効期間を超えた場合は利用施設を退所することとなります。

保育を必要とする事由	教育・保育給付認定の有効期間
求職活動	90日（3か月）
就学・職業訓練	卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで
妊娠・出産	【開始日】 出産日（予定日）の8週間前の日が属する月の初日 【終了日】 出産日（予定日）から起算して8週間経過する日の翌日が属する月の末日
育児休業中の 継続利用	育児休業の最終日が属する月の末日まで ※育児休業取得前にすでに上のお子さんが利用している場合に限り、育児休業を理由に第2・3号認定での継続利用が可能です。

## 2. 保育所等（第2・3号認定）申込み手続きの流れについて

### 事前準備

市窓口、市内教育・保育施設、市ホームページで利用案内・利用申込申請書類を入手します。  
※お申し込みの前に、希望する施設へ連絡をして見学します。

### 申込み

申込締切までに、市窓口へ必要書類を提出します。  
※すべての書類を揃えてからお申込みください。書類不足の場合、申込み受付はできません。  
※申請に必要な書類は、『利用のご案内 P6～P8』をご確認ください。  
※申込締切日は、『利用のご案内 P9』をご確認ください。

弘前市において利用調整（選考）を行います。  
※利用調整の結果は、利用希望月の前月の **20日頃** に郵送でお知らせします。

### 入園できない場合

支給認定証、保留通知書が送付されます。  
※**初回の決定通知以降は、入園が決まるまで結果は通知されません。**  
※申込した年度の年度末（3月）まで毎月利用調整を行います。

### 申請内容等を変更する場合

- 希望園を変更する場合  
**申込締切日までに、市窓口へ保育利用申込変更届を提出**します。
- 認定内容や世帯状況が変わる場合  
申請に必要な書類は『利用のご案内 P15～16』をご確認ください。  
※翌月以降の利用調整の優先度に影響する場合がありますので、変更が生じた場合はお早めにお手続きください。
- 申込みを取下げする場合  
保育の希望が無くなった場合は、市窓口で利用申込取下の手続きをしてください。

### 入園できる場合

支給認定証、保育利用承諾書（内定通知書）、保育料決定通知書が送付されます。施設と連絡を取り入園準備を進めてください。

### 利用開始

入園辞退の場合は、期日までに利用申込取下の手続きをしてください。

### 利用開始後に・・・

- 認定内容や世帯状況が変わる場合  
市窓口へ必要書類を提出します。必要な書類は『利用のご案内 P15～16』をご確認ください。  
※**認定内容や保育料は、申請の翌月からの変更になります。**
- 転園を希望する場合  
**申込締切日までに、市窓口へ保育利用申込書を提出**します。※**転園決定後はそれまで利用していた施設は退園になります。決定後に利用申込みを取下げ**る場合も同様です。
- 退園する場合 **保育所…退園する日の前日までに市窓口へ退所届を提出**してください。  
**認定こども園…施設と契約解除手続き**をしてください。

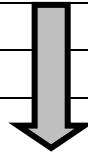
### 3. 保育利用申込みに必要な書類について

全ての書類をそろえてから申請してください。

第1・2・3号認定

※書類は、子ども1人につき一式の提出が必要です。

必要書類	第1号認定 ⇒施設へ提出	第2・3号認定 ⇒市窓口へ提出
教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書	必要	必要
保育が必要なことを証明する書類	不要	必要
確認同意書	必要	必要
教育・保育施設見学チェック表	必要	必要



●保育が必要なことを証明する書類 父母それぞれについて必要です。第2・3号認定

保育を必要とする事由		必要な書類
就労	雇用されている方	必須 就労証明書
	自営・農業の方(実家等手伝い、内職を含む)	必須 就労証明書
出産	出産日(予定日)から8週が経過する日の翌日が属する月の末日まで	必須 母子健康手帳(表紙及び分娩予定日の分かるページの写し)、誓約書兼求職活動報告書
疾病・障がい	疾病	必須 医師の診断書
	障がい	選択 身体障害者手帳(1~3級該当)、精神障害者保健福祉手帳(1~3級該当)、愛護手帳
介護・看護	親族等の介護・看護にあたっている場合	必須 介護・看護状況申告書 選択 介護保険証、診断書
災害等復旧	自宅や近隣の災害の復旧にあたっている場合	必須 罹災証明書
求職活動	90日(3か月)	必須 誓約書兼求職活動報告書 選択 ハローワーク受付票、求人票の写し
就学・職業訓練	卒業予定日、修了日が属する月の末日まで	必須 就学(職業訓練)状況証明書 必須 誓約書兼求職活動報告書 ※在学(籍)証明書による代用はできません。

必須…すべて提出が必要となります。

選択…いずれか1つを選択して提出する必要があります。

※兄弟姉妹で同時に申込みする場合、原本の提出を求めている書類については、弟妹分は原本をコピーして添付していただくことも可能です。

●同一住所の方の状況を証明する書類

第1・2・3号認定

下記に該当する場合、世帯の状況に応じて必要書類を提出してください。

※必須ではありませんが、利用調整の際の優先度や保育料算定※に関わる場合があります。

世帯の状況	提出書類
子どもに障がいがある場合	次のいずれかの書類（写し） ○障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳 ○愛護手帳 ○特別児童扶養手当の受給を証するもの ○医師の診断書又は医師の意見書
18歳（高校卒業後）から65歳までの <b>扶養義務者</b> と同居している場合（第2・3号認定の場合） ※扶養義務者とは、お子さんの祖父母、曾祖父母及び兄弟のことをいいます。	保育できない状況が確認できる書類（利用のご案内P6に記載している事由の証明書類） ※求職活動を除く
障がい者（児）と同居	次のいずれかの書類（写し） ○障害者手帳 ○愛護手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○特別児童扶養手当の受給を証するもの ○障害基礎年金の受給を証するもの
申込児童の兄弟が <b>下記施設</b> に通っている場合 ① 特別支援学校幼稚部 ② 情緒障害児短期治療施設 ③ 障害児通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援） ④ 企業主導型保育施設	在園証明書
同居していないが、保護者と生計を一にする児童の兄弟がいる場合	利用に関する申立書 （保護者と生計を一にする児童の兄弟について）
祖父母等と同一住所であるが、生計が別である場合	電気・水道料金の同月における各々の世帯の領収書等 ※「二世帯住宅」や同住所の別棟に住んでいる場合、住民票上世帯分離している場合でも、同一生計とみなします。生計が別である場合は上記書類を提出してください。

※ 0～2歳児クラスの保育料は国が定める基準額をもとに、保護者の市町村民税額に応じて算定されます。保育料無償化により、本来保護者が負担する保育料については、市が公費により負担するため、保育料算定に必要な書類等の提出は必要となります。適正な保育料の算定及び公費負担のため、必要書類等の提出にご協力ください。

◆◆◆ 育児休業を取得中の方へ ◆◆◆

利用保留となったことにより育児休業期間が延長となった場合、ハローワークでの育児休業給付金の申請に「保育所等の利用申込書の写し」が必要となります。

受付後に利用申込書を返却することはできかねますので、必ず受付前に利用申込書のコピーをとってください。（給付金に関する詳細はハローワークへお問い合わせください。）

●マイナンバーが確認できる書類（申請書の申請者欄に記載された保護者のみ）

第1・2・3号認定

下記書類のうちいずれか1つを持参

- ・マイナンバーカード（コピーの場合は、両面のコピーが必要）
- ・個人番号通知カード（氏名・住所等が正しく変更されているものに限る）
- ・個人番号が記載された住民票の写し

※転入予定及び市外に住所を有する保護者については、保護者全員分の提示が必要です。

※ご提供いただいたマイナンバーにより、保育料の算定等の際に必要な応じて市町村民税の課税情報等を確認します。また、弘前市外にお住まいだった場合は、他市区町村へ当該情報の照会を行います。

●本人確認書類

申込みの際に本人確認を行いますので、次の書類を必ずお持ちのうえ、受付場所へお越しください。

（1）教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書に情報が記載されている同居親族が申込みするとき

- ①来庁した方の本人確認ができる書類（運転免許証など）

（2）教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書に情報が記載されている同居親族以外の方が申込みするとき

- ①委任状（申込む保護者と来庁される方が記入済みのもの）
- ②来庁した方の本人確認ができる書類（運転免許証など）

弘前市へ転入予定で利用申込みする場合

通常、保育所等の利用申込みはお住いの自治体窓口で行うこととなりますが、利用希望月の1日までに弘前市へ転入し、かつ下記のいずれかの書類により転入を確認することができる場合、弘前市民として利用申込することが可能です。

**転入を証明する書類**

- ・アパート等の賃貸借契約書の写し（入居日が確認できるもの）
  - ・工事請負契約書の写し（引渡日が確認できるもの）
  - ・転入予定証明書（転入予定地に既に住所がある人からの証明が必要）
- 契約者名義が利用申込する保護者名義であること

※上記の書類を提出できない場合は、現在お住いの自治体を通して利用申込み（広域入所申込み）となります。詳しくはP13～14をご覧ください。

※上記書類等により利用申込みをした場合でも、実際に利用希望月の1日時点で転入が確認できない場合は、利用決定が取り消されることがあります。

## 4. 入園日・利用申込み締切日・利用調整について 第2・3号認定

### ◆利用開始日・利用申込み締切日

第2・3号認定の場合は、施設の利用開始は毎月1日からとなります。

**利用申込み締切日**（受付時間はいずれの日も午前8時30分から午後5時まで）

**利用希望月の前月15日、午後5時まで**

（15日が土・日・祝休日の場合はその直前の開庁日。）

- ※ 16日以降に申込みをした方は、翌々月の利用申込み扱いとなりますのでご注意ください。
- ※ 令和9年2・3月の利用申込みは、令和8年12月28日（月）が締切日となります。

### ◆利用調整（選考）について

利用の可否は、「弘前市教育・保育施設及び地域型保育事業利用調整基準」に基づき決定します。

各施設には定員があり、利用限度枠が定められています。申込みの多い施設は、保育の必要度が高いと判断される方から順番に、利用を決定します。

保育所については市が利用の可否を決定後、結果を保護者へ通知します。

認定こども園については、利用調整の結果を市から送付後、保護者と認定こども園との契約により利用（入園）が決定します。

施設の空き状況によっては、希望する月に利用が決定（内定）しない場合もあります。利用申込みの際は、利用が決定しなかった場合の対応などについても十分にご検討ください。 →P11 へ

### ◆郵送受付について

利用申込みの受付は、書類不備防止のため原則窓口で行いますが、やむを得ない場合は郵送での申込みを受け付けます。

郵送の場合の締切は、上記の各締切日の1週間前まで（必着）となります。

◆ 利用調整結果の通知について

- 利用調整結果（入園できるかどうか）は、市から郵送にて保護者の方にお知らせします。利用の承諾（あっせん可）・保留（あっせん不可）にかかわらず、認定結果とあわせて利用希望月の前月20日頃に郵送で通知します。
- 入園が決まったときは、施設と連絡を取り合い、入園準備を進めてください。
- 入園が決まった後に辞退するときは、市が指定する期日までに市の窓口で手続きをしてください。
- 申込みの結果、保留となった場合は、年度の最終入園（3月入園）まで毎月利用調整の対象となりますが、初回の結果通知以降は入園が決まるまで結果は郵送しませんのでご了承ください。

なお、希望園の変更や取下げをする場合は、市窓口で手続きをしてください。  
（希望変更の手続きの締切日は、入園申込締切日と同じです。）

◆ 利用申込みの受付場所

- 弘前市役所            こども家庭課保育係
- 岩木総合支所        民生課健康福祉係
- 相馬総合支所        民生課健康福祉係

## 5. 保育園に入れないとき 第2・3号認定

### ◆ 希望施設を追加・変更する場合のお手続きについて

入所申込後の希望施設の追加・変更について随時受け付けています。ご自宅や職場等の近く、または職場等への通勤ルート途中など希望する施設について広くご検討ください。

市内施設の空き状況については市ホームページでご案内しているほか、電話や窓口で随時情報提供していますので、お気軽にご相談ください。

※入所可能な施設の条件として、「①定員の空きがある②乳児室等の面積が足りている(2歳未満児のみ)③保育士が足りている」を満たしている必要があります。施設がいずれかの条件を満たしていない場合、優先度が高くても入所することはできません。

※市ホームページにて公表している空き状況には、育休明けの定員枠及び保育士数は反映されていません。こども家庭課保育係へ直接お問い合わせください。

※希望変更の反映は各月の入所申込の締切と同じ期間で受付しています。変更希望月の前月15日(休日の場合は前の開庁日)までにお手続きしてください。

### ◆ 第1号認定での幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)のご利用について

満3歳以上の場合、1号認定での幼稚園・認定こども園(教育部分)のご利用が可能です。施設を利用できる時間は第2・3号認定の場合より短くなりますが、預かり保育を併用することで、長時間の利用が可能となります。

幼稚園・認定こども園の詳細については、施設一覧表をご確認ください。

第1号認定での入園は、施設へ直接申込手続きをしていただきます。手続きに関することは希望施設へお問い合わせください。

### ◆ 認可外保育施設のご利用について

「弘前市内の教育・保育施設一覧表」において、認可外保育施設について情報を掲載しています。

認可外保育施設を申し込む場合は、希望施設へ直接申込手続きをしてください。

また、定員の空き状況や利用料等に関することは、各施設へお問い合わせください。

### ◆ 保育施設の一時預かりのご利用について

保護者の病気等による緊急時、就労、育児疲れなどの理由で一時的に家庭保育が困難な場合、保育施設の一時預かりをご利用いただけます。(利用したい施設へ事前に予約等の手続きが必要)なお、預けられる日数や利用時間・料金などは施設によって異なります。

市ホームページにて「弘前市内の保育施設等で実施する一時預かり内容一覧表」を掲載しております。掲載内容は一覧作成日時点のものになりますので、詳しくは各施設へ直接お問い合わせください。

## 6. 利用申込みにあたっての注意事項

### 施設の事前見学について

利用申込みにあたっては、必ずお子さんを連れて事前に希望する施設の見学を行い、保育内容や保育時間、施設の様子などについて確認してください。

※見学できる時間などについては、直接利用を希望する施設にお問い合わせください。

※広域入所・転入予定・その他やむを得ない事情で見学が困難な場合であっても、必ず施設へ事前に電話連絡をしてください。

### 利用調整における優先度について

利用調整（選考）においては、毎月の申込み締切日までに、保護者から市へ提出された書類の状況で、保育の必要度を判断します。（P23～24 へ）

教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書を提出後、世帯の状況などに変更があった場合、利用調整の際の優先度や教育・保育給付認定の内容、保育料の算定に関わる場合がありますので、速やかに市へ書類を提出してください。（P15～16 へ）

### 産後間もないお子さんの登園開始日について

これから出産予定の方で、利用申込みを希望する方は、出生前に利用申込みができます。出産後に職場復帰するためにお子さんの利用が決定した場合でも、保育所・認定こども園・地域型保育を利用できるのは生後8週以降となります。

したがって、月途中からでなければ登園できない、又は一日も登園できない場合があります。登園開始日については利用施設へお問い合わせください。

### 育児休業期間中の利用申込について

育児休業期間中は保育所・認定こども園・地域型保育を利用できる基準に該当しない(家庭保育が可能と判断される)ため、新規に利用を申込みことはできません。

申込みの際は、育児休業明けの日が証明できる書類(育児休業期間が明記された就労証明書)が必要となります。 ※申込可能期間についてはP3 へ

### ならし保育について

新規に保育所・認定こども園・地域型保育を利用するお子さんは、集団生活への適応等のため、通常より短い時間で保育する「ならし保育」が必要な場合があります。ならし保育の期間や時間などについては、利用する施設へご相談ください。

### 転園について

転園決定後はそれまで利用していた施設は退園になります。(決定後に利用申込みを取下げの場合も同様です。)元の利用していた施設へ戻ることを希望する場合は、翌月以降分の利用申込みを再度行ってください。

**【例】**5月から転園希望で申込し利用決定するも、元の施設を利用したいため取下げ

→6月から元の施設を再度利用申込

(5月中はどの施設にも在籍できないため、一時預かり等を利用)

## 7. 広域入所・転入（転出）予定者の申込みについて

### 広域入所ってどんな制度？

家庭の状況（里帰り出産、勤務先の都合など）により、住所地以外の市町村の保育施設を利用することを**広域入所**といいます。住所がある市町村で利用申込を受付し、市町村間での協議をした上で利用の可否を決定します。

弘前市では広域入所の制度を利用できますが、市町村によっては利用できない場合があります。申込が可能か、**事前にお住まいの市町村及び希望施設がある市町村へ確認してください。**

### 現在弘前市に住んでおり、弘前市外の保育施設を利用したい

弘前市の窓口で申込手続きをします。必要書類（※1）は弘前市内の施設を申し込む場合と同様です。締切日は個別に弘前市及び希望施設のある市町村の保育関係窓口へご確認ください。

希望市町村： \_\_\_\_\_ 利用希望月： \_\_\_\_\_ 月

締切日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

### 現在弘前市外に住んでおり、弘前市の保育施設を利用したい

住所がある市町村の窓口で手続きをします。必要書類及び受付締切は住所地の保育関係窓口へご確認ください。

住所市町村： \_\_\_\_\_ 利用希望月： \_\_\_\_\_ 月

締切日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

### 転出・転入予定がある

利用希望月の1日時点の住所地によって、手続きの方法が変わります。

1日の状況は…	住所が弘前市	住所が弘前市外
希望（利用）施設が弘前市	弘前市の窓口で申込 （※2）	住所地の窓口で 広域入所申込
希望（利用）施設が弘前市外	弘前市の窓口で 広域入所申込	住所地の窓口で申込 （※3）

1日住所： \_\_\_\_\_ 利用希望月： \_\_\_\_\_ 月

締切日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

転入出予定日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 希望（利用）施設： \_\_\_\_\_

※1 原則は弘前市の様式を使用しますが、弘前市在住であっても、希望施設の市町村の様式を使用する場合があります。事前に希望施設のある市町村へお問い合わせください。

※2 1日時点で弘前市に住所があることを証明できる場合に限りです。（アパート等の賃貸借契約書の写し、工事請負契約書の写し、転入予定証明書のいずれかを申込書に添付） →P8へ

※3 申込が可能か、必ず事前に住所地の市町村窓口へ確認してください。転入前の申込ができない場合、弘前市の窓口で広域入所申込が必要となる場合があります。

## 通常の入所と違うところ（広域入所の注意点）

- 申込の締切、必要書類が異なる場合があります。必ず事前に住所地及び希望施設のある市町村へお問い合わせください。
- 市内の子どもを入所決定後に広域入所の決定を行いますので、利用調整の際の優先度が最も低くなります。
- 保育料は住所がある市町村の基準で決定・徴収します。
- 決定通知の送付が通常より遅くなり、入所日の直前となる場合があります。
- 制度上広域入所が可能な市町村であっても、ご家庭の状況や希望する理由によっては広域入所を利用できない場合があります。市外の保育施設をご検討される場合は、お早めに住所地及び希望施設のある市町村へお問い合わせください。
- 広域入所は年度ごとの協議が必要となります。利用施設の状況によっては利用が継続できない場合もありますのでご了承ください。
- 市外施設の利用を開始後に転出・転入をした場合、転入後の市町村で再度申込手続きをしていただく必要があります。添付書類（就労証明書等）も転入市町村の様式で再度提出が必要となります。

## 認定・世帯状況の変更手続きについて

お子さんの教育・保育給付認定（施設等利用給付認定）の内容が変更となる場合は、下記の書類を提出してください。認定内容の変更により、保育料や、施設を利用できる時間・期間が変わる場合があります。変更が生じた場合は速やかに手続きしてください。手続きが遅れると希望月から変更ができない場合があります。

また、市から書類の提出を求める場合がありますが、正当な理由なく書類を提出しなかったり、虚偽の内容で書類を提出・報告などをした場合は、教育・保育給付認定（施設等利用給付認定）を取り消すことがあります。（第2・3号認定の場合は、認定が取り消されると施設の利用ができなくなります。）

手続きに必要な様式は、弘前市こども家庭課か弘前市ホームページ、ご利用中の施設（市内施設のみ）から入手できます。

### 〈変更申込み締切日〉 **変更希望月の前月15日、午後5時まで**

（15日が土・日・祝休日の場合はその直前の開庁日。）

※16日以降に申込みをした方は、翌々月の変更申込み扱いとなりますのでご注意ください。

### 〈第1・2・3号認定共通〉

**家庭状況などに変更があった場合** 以下の書類を提出してください。

（ここにあげた書類以外にも提出を求めることがあります。）

変更の内容		提出書類
住所の変更	市内で転居	認定変更申請書兼変更届出書、支給認定証
	市外へ転出	<b>利用施設が保育所の場合</b> →市へ <b>退所届</b> を提出 <b>利用施設が認定こども園、幼稚園の場合</b> →利用施設で退園の手続き <b>転出後も同じ施設を継続利用する場合</b> →弘前市及び転入先で広域入所に係る手続き
氏名の変更	児童または保護者	認定変更申請書兼変更届出書、支給認定証
世帯構成の変更	保護者の離婚	認定変更申請書兼変更届出書 ※保護者の婚姻による場合は、婚姻相手の就労証明書等も必要となります。
	保護者の離婚を前提とした別居（住民票が別となる場合に限る）	
	保護者の婚姻	
	それ以外の変更 （保護者変更、生保受給開始、同居親族の障害者手帳等の返還・資格喪失など）	
その他	児童、保護者及び同居家族に障がい者手帳等が交付された場合	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当の受給を証するもの、国民年金障害基礎年金手帳の写し

## 〈第2・3号認定共通〉

### 保育の必要性などに変更があった場合

認定変更申請書兼変更届出書、支給認定証を、次の書類とあわせて提出してください。  
(ここにあげた書類以外にも提出を求められることがあります。)

変更の内容	提出書類
○新規に就労する場合 ○勤務先が変更になる場合（転職） ○育児休業から復帰する場合	<b>必須</b> 就労証明書 ※保育を必要とする理由と保育の必要量が変わらない場合、認定変更申請書兼変更届出書の提出は不要です。
○求職中となる場合 (退職したなど)	<b>必須</b> 誓約書（兼求職活動報告書） <b>選択</b> ハローワーク受付票、求人票のコピー、求人サイトを印刷したもの ※求職活動を理由とした認定期間は90日です。保育必要量は短時間となります。
○出産する場合	<b>必須</b> ○母子健康手帳のコピー（表紙及び分娩予定日が記載されているページ） ○誓約書（兼求職活動報告書） ※出産を理由とした認定期間は、分娩予定日（出産日）から8週前の日が属する月の初日から、8週経過する日の翌日が属する月の末日までです。
○育児休業を取得する（している）場合	<b>必須</b> ○就労証明書（育児休業期間の記載があるもの） ○誓約書（兼求職活動報告書） ※育児休業を理由とした認定期間は、育児休業の最終日が属する月の末日までです。保育必要量は短時間となります。
○保護者の疾病・障がいを理由とする場合	【疾病の場合】 <b>必須</b> 診断書 【障がいの場合】 <b>選択</b> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛護手帳
○介護・看護を理由とする場合	<b>必須</b> 介護・看護状況申告書 <b>選択</b> 介護保険証、診断書 ※申告書の内容を確認し、保育必要量を決定します。
○就学・職業訓練を理由とする場合	<b>必須</b> ○就学（職業訓練）状況証明書 ○誓約書（兼求職活動報告書） ※就学・職業訓練を理由とした認定期間は、卒業（修了）予定日が属する月の末日までです。

# 保育料・副食費について

## 1. 保育料（利用者負担額）について

### ◆保育料（利用者負担額）の無償化

すべての年齢（0～5歳児クラス）の保育料（利用者負担額）が無償となります。

0～2 歳児クラス	無償（弘前市独自の無償化措置） ※弘前市に住所を有する児童が対象です。 ※副食費は保育料に含まれるため、別途の負担はありません。（1号認定の満3歳児を除く）
3～5 歳児クラス	無償（国の制度による幼児教育・保育の無償化） ・保育所、認定こども園の保育所部分を利用する児童（3歳を迎えた翌年の4月から） ・幼稚園、認定こども園の幼稚園部分を利用する児童（入園日に応じて満3歳から）

※延長保育料など、保育料以外の費用については、引き続き実費負担となります。

### ◆保育料の納入について

保育料（利用者負担額）は全年齢（0～5歳児クラス）において無償となるため、保護者の皆様からの保育料の納入は不要です。

### ◆保育料の税額調査について

0～2歳児クラスの保育料は、国が定める基準額をもとに、保護者の市町村民税額に応じて算定されます。保育料無償化により、本来保護者が負担する保育料については、市が公費により負担するため、市町村民税が未申告の場合や、保育料算定に必要な書類等の提出がない場合は、正確な算定ができず、市の負担が過大となる可能性がありますので、適正な保育料算定及び公費負担のため、市町村民税の申告及び必要書類の提出にご協力をお願いいたします。

## 2. 副食費について

---

### ◆副食費の無償化（3～5 歳児クラス・1号認定満3 歳児）

3～5 歳児クラス・1号認定の満3 歳児の副食費について、弘前市独自の措置として、月額 5,100 円を上限として無償化します。

対象児童	3～5 歳児クラス・1号認定の満3 歳児
市の負担（無償化）上限額	月額 5,100 円
施設の副食費が 5,100 円を超える場合	副食費は施設ごとに運営規程で定めています。 月額 5,100 円（上限額）を超える場合は、その差額を施設へお支払いください。 ※ただし、副食費が免除対象となる世帯については、差額のお支払いは不要です。免除対象世帯へは別途通知いたします。

※副食費の金額は施設によって異なる場合があります。詳しくは施設にお問い合わせください。

### ◆副食費の免除判定について

副食費は、国が定める基準額をもとに、保護者の市町村民税額に応じて免除判定されます。副食費無償化により、本来保護者が負担する副食費については、市が公費により負担するため、市町村民税が未申告の場合や、免除判定に必要な書類等の提出がない場合は、正確な判定ができず、市の負担が過大となる可能性がありますので、適正な副食費判定及び公費負担のため、市町村民税の申告及び必要書類の提出にご協力をお願いいたします。

## よくあるご質問

### Q：利用申込書のみを提出すれば申込み手続きはできますか？

A：「教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書」のほか、申込みをするお子さんの保護者および同居している祖父母などについて、添付書類の提出が必要です。

必要な書類は、P6～P8をご覧ください。

申込み締切日までに必要書類の提出が間に合わない場合は、利用申込みの受付ができません。申込みにあたっては、期間に余裕を持って書類を準備してください。

### Q：利用申込みの手続きをすれば、必ず希望する施設を利用することができますか？

A：各施設には利用定員があり、利用限度枠が定められています。申込みの多い施設は、利用調整（選考）を行い、保育の必要度が高いと判断される方から順番に利用を決定（内定）し、保護者に結果をお知らせします。

定員オーバーのほか、設備運営基準を満たせない場合（保育士等の配置基準を満たせない、お子さんを保育する部屋の面積基準を満たせないなど）は、**希望する月に、希望する施設が利用できない場合もあります。**

よって、利用申込みの際は、希望する施設や、**利用が決定しなかった場合の対応**などについても十分ご検討いただき、書類を提出してくださるようお願いいたします。

→P11 保育園に入れないとき

### Q：施設の空き状況を知りたいです。

A：弘前市ホームページに、施設の空き状況を掲載していますので参考にご覧ください。

ただし、定員の空き状況については、入所のキャンセル（取下げ）や、退所者が出るなどして、変動することがあります。

定員に空きがあっても、設備運営基準を満たせないなど、利用が決定しない場合もありますのであらかじめご了承ください。

不明な点がある場合は、こども家庭課保育係までお問い合わせください。

### Q：施設の見学をしたいのですが、どうすればよいですか？

A：希望する施設へ直接連絡し、日程調整等を行った上で見学してください。なお見学時は必ずお子さんを同伴してください。

施設の連絡先や保育サービス等が記載された一覧については、こども家庭課保育係の窓口やホームページに掲載していますので、参考にご覧ください。

見学の際には、保育サービス内容や行事、保育料以外の実費徴収部分、慣らし保育についてなど、施設ごとに異なる内容についてよくご確認いただくことをおすすめします。

また、利用開始後のトラブル防止のため、お子さんの保育について配慮が必要なこと（疾病、アレルギー、発達遅れなど）がある場合、入所前の見学の際に「弘前市教育・保育施設見学チェック表」の内容を施設へも伝えていただくようご協力をお願いいたします。

Q：申込みしたあと、利用調整（選考）の結果はどのようにして分かるのですか？

A：申込みしたあと、初回の利用調整結果については、利用の可否にかかわらず、保護者あてに郵送で結果の通知を送付します。（転園申込みの場合も含まれます。）

利用が決定しなかった（保留になった）場合、初回の通知以降の利用調整結果は、利用が決定した場合にのみ通知を送付します。

結果の通知時期については、年度途中からの利用を希望する場合は、利用希望月の前月20日頃を予定しています。

Q：利用調整（選考）結果と一緒に「支給認定証」というものが送られてきました。これは何でしょうか？

A：利用申込手続きでは、保育施設の利用申込とともに保育の必要性の認定に関する申請を同時にさせていただきますが、その認定の内容などが記載されているものが「支給認定証」です。保育を必要とする理由、保育の必要量等を国が定める基準により、市が客観的に審査し認定します。

支給認定証は、施設から提示を求められることもありますので、大切に保管してください。

Q：申込みし、利用調整の結果、保留になってしまいました。来月分の利用申込書を提出する必要はありますか？

A：利用が決定しなかった（保留になった）場合、保護者の方から利用申込みの取下げ（キャンセル）や、希望変更の申し出がない限りは、翌月以降も同じ内容で利用調整を行います。

利用申込み自体は、利用が決定するまで年度内は有効です。（令和8年4月の利用申込みを行った場合、最長で令和9年3月まで有効）

ただし、利用申込書に記載した内容に変更が生じた場合などは、別途書類の提出が必要になることがあります。（詳しくはP15～16をご覧ください。）

なお、第2・3号認定で市へ申込中に第1号認定で施設を利用することになった場合、第2・3号認定の申込み分については自動的に取下げの扱いとなります。再度第2・3号認定での申込みをする場合は、改めて教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書を市へ提出する必要があります。

利用申込みを取下げする場合や、希望する施設を変更する場合は、必ずこども家庭課まで届出をしてください。

Q：利用申込書に記入する希望施設は、必ず第3希望まで記入しなければいけないのですか？

A：第1希望のみの記入も可能です。ただし、必ずしも希望する月から利用が決定するというわけではありませんので、保育施設の利用開始を急ぐ場合には第2・第3希望の記入をおすすめします。

利用調整の結果によっては、第2・第3希望の施設へ利用が決定することもありますので、希望施設を記入するときは、十分ご検討いただくようお願いいたします。

**Q：延長保育、休日保育について知りたいです。**

A：「延長保育」は、お子さんが保育所等を利用している（在籍している）保護者の方の、就労時間などのやむを得ない理由により、施設で定める標準時間、短時間の時間帯を延長して利用できるサービスです。

延長時間、利用料金は各施設により異なりますので、施設へ直接お問合せください。

「休日保育」は、お子さんが保育所等を利用している（在籍している）保護者の方の、就労などのやむを得ない理由（教育・保育給付認定事由による場合に限り）により、休日（日曜日、祝日）に保育所等を利用できるサービスです。

教育・保育給付認定事由による利用の場合は無料となりますが、教育・保育給付認定事由以外の利用は、一時預かり扱いでの利用となるため、有料となります。

利用（在籍）施設以外の利用も可能ですが、予約方法などは利用を希望する施設にお問合せください。

**Q：一時預かりについて知りたいです。**

A：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業です。

幼稚園型の一時預かりは、従来の預かり保育と同様、幼稚園・認定こども園に在園する1号認定子どもを主な対象として実施されています。保育所及び認定こども園における一時預かり（幼稚園型の一時預かりを除く）は、非在園児を対象としています。

実施時間や利用料金などについては、市のホームページに掲載されている「弘前市内の保育施設等で実施する一時預かり内容一覧表」をご覧ください。詳細については、各保育所等にお問い合わせください。

**Q：弘前市外に住んでいますが、弘前市内にある認定こども園・保育所を第2・3号認定を受けて利用することはできますか？**

A：詳しいお手続き（提出する書類など）については、まず住民票がある市町村へお問い合わせください。

なお、お子さんの保育料については住民票がある市町村での基準額が適用されます。

→P13～14 広域入所・転入（転出）予定者の申込みについて

**Q：弘前市内に住んでいますが、弘前市外にある認定こども園・保育所を第2・3号認定を受けて利用することはできますか？**

A：希望施設のある市町村が他市町村からの申込受付を行っていない場合がありますので、まず弘前市または希望施設のある市町村の保育関係窓口へお問い合わせください。

申込みの締切は、希望施設のある市町村によることとなりますのでご注意ください。

→P13～14 広域入所・転入（転出）予定者の申込みについて

Q：現在施設を利用していますが、他の施設へ転園を考えています。どのような手続きが必要ですか？

A：転園を希望する場合、新規の申込みと同様に、「教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書」及び添付書類を締切日までに提出してください。

なお、新規入所申込の児童（現在どの施設も利用していない児童）に比べ、利用調整の際の優先度は低くなります。

転園決定後は、それまで利用していた施設は退園になります。決定後に利用申込みを取下げの場合も同様です。元の利用していた施設へ戻ることを希望する場合は、翌月以降分の利用申込みを再度行ってください。また、その際は利用決定を取下げた月についてはどの施設にも在籍することができなくなるため、慎重にご検討いただくようお願いいたします。

弘前市教育・保育施設及び地域型保育事業の利用調整基準						
調査月日			申込施設名			
			児童名			
保護者の状況						基準指数
大分類	小分類	区分	摘要	父	母	
就労	外勤・自営・農業 (自営業専従者及び家族 従事者を含む)	保育標準時間	月160時間以上の勤務に従事	10	10	
			月120時間以上160時間未満の勤務に従事	9	9	
		保育短時間	月64時間以上120時間未満の勤務に従事	8	8	
			月48時間以上64時間未満の勤務に従事	7	7	
	内職	保育標準時間	月160時間以上の勤務に従事	7	7	
			月120時間以上160時間未満の勤務に従事	6	6	
		保育短時間	月64時間以上120時間未満の勤務に従事	5	5	
			月48時間以上64時間未満の勤務に従事	4	4	
妊娠・出産		保育標準時間	母が出産のため、準備または休養を要する場合(死産含む)			8
保護者の 疾病・障がい	入院	保育標準時間	1ヵ月以上の入院が必要である場合(自宅での安静期間含む)	10	10	
	居宅内		常時病臥	10	10	
			上記に掲げるもののほか、医師の診断により子供の保育が困難と認められる場合	8	8	
			身体障害者手帳1級～2級該当者、精神保健福祉手帳1級～2級該当者又は愛護手帳該当者	10	10	
	障がい者		身体障害者手帳3級該当者、精神保健福祉手帳3級該当者	8	8	
介護・看護	同居親族等 の疾病・看護	保育標準時間	長期入院者、常時病臥者、心身障がい者(児)の介護や入院、通院、通所の付き添いのため、月160時間以上の保育が困難な場合	9	9	
			長期入院者、常時病臥者、心身障がい者(児)の介護や入院、通院、通所の付き添いのため、月120時間以上160時間未満の保育が困難な場合	8	8	
		保育短時間	長期入院者、常時病臥者、心身障がい者(児)の介護や入院、通院、通所の付き添いのため、月64時間以上120時間未満の保育が困難な場合	7	7	
			長期入院者、常時病臥者、心身障がい者(児)の介護や入院、通院、通所の付き添いのため、月48時間以上64時間未満の保育が困難な場合	6	6	
災害復旧	震災・風水害・火災等	保育標準時間	災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合	10	10	
求職活動		保育短時間	継続的な求職活動又は起業準備のため、日中外出の状態にある場合	1	1	
就学・職業訓練		保育標準時間	国、都道府県、市町村設置の訓練施設又はこれに準ずる技能施設に通所もしくは学校教育法に定める学校等に通学するため、月160時間以上の保育が困難な場合	8	8	
			国、都道府県、市町村設置の訓練施設又はこれに準ずる技能施設に通所もしくは学校教育法に定める学校等に通学するため、月120時間以上160時間未満の保育が困難な場合	7	7	
		保育短時間	国、都道府県、市町村設置の訓練施設又はこれに準ずる技能施設に通所もしくは学校教育法に定める学校等に通学するため、月64時間以上120時間未満の保育が困難な場合	6	6	
			国、都道府県、市町村設置の訓練施設又はこれに準ずる技能施設に通所もしくは学校教育法に定める学校等に通学するため、月48時間以上64時間未満の保育が困難な場合	5	5	
虐待・DV		保育標準時間	児相等の情報により、虐待、DVの可能性がある場合	10	10	
その他		保育標準時間	死別、離別、拘禁等でその児童と起居を共にしていない場合	10	10	
		保育標準・短時間	保護者の状況が上記項目に類するため、保育の必要性があると市長が認めた場合 ※当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する			
小 計 (基準指数 A)						
同世帯の区分(保育必要量) : 保育標準時間 ・ 保育短時間						

※ 下表において、教育・保育施設及び地域型保育事業は、保育等施設と表示しています。					
番号	内 容	調整指数			
		世帯	父	母	子
1	ひとり親世帯又は両親不存在の世帯	5			
2	父母のどちらかが単身赴任中の場合	2			
3	生活保護世帯	1			
4	65歳以下で養育可能な扶養義務者と同居している(就労していない・健康に問題がない)	-1			
5	同居親族(申込児童、保護者以外の親族)が身体障害者・精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛護手帳の交付を受けている	1			
6	離婚、死別などの直後であり、自立を促進する必要があると認められる場合	2			
7	転園(1号→2号の申請も含む)	-1			
8	産後休暇・育児休業明けによる職場復帰(入所希望日の前後1か月半)		3	3	
9	産後休暇・育児休業明けに準ずる職場復帰(入所希望日の前後1か月半)		2	2	
10	職場が自宅と併設している		-1	-1	
11	別居の親族を介護している ※高齢者の単独・夫婦のみ世帯		1	1	
12	就学中であるが、通信教育であるもの		-1	-1	
13	自営・農業において、中心者ではない場合		-1	-1	
14	実家等の手伝いにおいて、親族の病気などやむを得ない事情がある場合		2	2	
15	新規で仕事・就学を始める場合(入所希望日の前後1か月半)		1	1	
16	子が障がい有しており、保育等施設を利用することで発育に有益であると医師の診断があるもの				3
17	兄弟姉妹がすでに利用している保育等施設と同じ保育等施設の利用を希望する場合				5
18	3号認定施設(地域型保育)から2号認定施設への転園				1
19	年齢制限のある保育等施設から転園する場合 ※4月利用のみ適用				3
20	同伴就労等で、同一世帯内に保育等施設の利用申込みをしていない兄弟姉妹がいる場合 ※1歳以上適用				-1
21	兄弟姉妹(多胎児含む)が同一の保育等施設の利用を希望する場合				1
小 計 (調整指数 B)					
基準指数 A		調整指数 B		合計指数 A+B	
保育等施設が利用できない場合の児童の保育 <input type="checkbox"/> 利用できるまで自宅等で保育 <input type="checkbox"/> 一時預かり、幼稚園又は認可外保育施設を利用する(施設名 ) <input type="checkbox"/> 育児休業を延長し家庭で保育 <input type="checkbox"/> 利用できるまで職場に連れていく <input type="checkbox"/> 利用申込みを取り下げる <input type="checkbox"/> 現在利用中の保育所等を継続利用する(施設名 )					
備考					
調査員					

◆保育の手続きに関する  
申請書のダウンロード



🌸弘前市のホームページでは  
保育の制度や施設の情報など  
を随時更新しています。

QRコードからぜひご活用  
ください。

◆市内保育施設の空き状況



◆市内の教育・保育施設情報、  
一時預かり施設情報



◆保育料・副食費に関すること



こども家庭課に  
相談してね！

